

付録 3-1. 九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則

九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則

平成 24 年度九大規則第 34 号

施行：平成 24 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号）第 17 条の 6 第 2 項の規定に基づき、博士課程教育リーディングプログラム（以下「リーディングプログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(リーディングプログラム)

第 2 条 リーディングプログラムは、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うことを目的とする。

2 リーディングプログラムは、修士課程から博士後期課程までの一貫した学位プログラムとする。

第 3 条 リーディングプログラムの名称及びリーディングプログラムを実施する専攻（以下「実施専攻」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	実施専攻
グリーンアジア国際戦略プログラム	工学府 地球資源システム工学専攻 総合理工学府 量子プロセス理工学専攻 物質理工学専攻 環境エネルギー工学専攻

(プログラム責任者)

第 4 条 リーディングプログラムに、プログラム責任者を置き、九州大学の教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 プログラム責任者は、リーディングプログラムの実施を統括する。

(委員会等)

第 5 条 リーディングプログラムに、リーディングプログラムの企画・運営等を行う委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

(選考)

第 6 条 プログラム責任者は、委員会等の議を経て、リーディングプログラムを履修する学生に係る選考基準及び選考方法を定めるものとする。

2 委員会等は、前項の選考基準及び選考方法によりリーディングプログラムを履修する学生を選考する。

(教育課程)

第 7 条 リーディングプログラムの授業科目、履修方法、修了要件その他リーディングプログラムの履修に関し必要な事項は、委員会等の議を経て、実施専攻を置く学府において定める。

2 リーディングプログラムを履修する学生として選考された者（以下「プログラム学生」という。）が学籍を置く学府の教授会は、委員会等が行う事前審査の結果に基づき、当該学生について修了の認定を行う。

3 総長は、前項の修了の認定の報告に基づき、九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）に定めるところにより、学位の授与を行う。

(奨励金)

第 8 条 プログラム学生に、学業及び研究に専念するための経費（以下「奨励金」という。）を

付録 3-2. 九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則（続き）

支給できるものとする。

2 奨励金に関し必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、リーディングプログラムの実施に関し必要な事項は、プログラム責任者又は関係部局の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。